

厚生労働省発雇児0717第2号

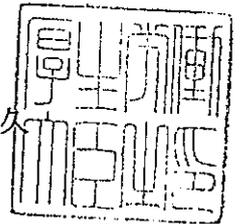
労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙1「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙2「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する告示案要綱」について貴会の意見を求める。

平成26年7月17日

厚生労働大臣 田 村 憲 久



(別紙 1)

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成二十六年法律第二十七号。以下「法」という。）

（第六条第一項の厚生労働省令で定める短時間労働者に対して明示しなければならない労働条件に関する事項に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」を加えるものとする。）

第二 法第十条の厚生労働省令で定める賃金である通勤手当について、職務の内容に密接に関連して支払われるものを除くものとする。

第三 その他所要の改正を行うこと。

第四 この省令は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行すること。

(別紙2)

事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する
告示案要綱

第一 事業主が、短時間労働者にも適用があることを認識し遵守しなければならない法令に労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）を加えるものとする。

第二 事業主は、短時間労働者が、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第十四条第二項に定める待遇の決定に当たって考慮した事項の説明を求めたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないものとする。また、短時間労働者が、不利益な取扱いをおそれ、当該規定に定める説明を求めることができないことがないようにするものとする。

第三 短時間労働者が、親族の葬儀等のために勤務しなかったことを理由として解雇等が行われることは適当でないものであることとする。

第四 その他所要の改正を行うこと。

第五 この告示は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から適用すること。